

目次

第1篇 標準旅行業約款

- Introduction 1 : はじめに
- Introduction 2 : 標準旅行業約款について
- No. 1 : (募集型企画旅行契約の部) 総則
- No. 2 : (//) 契約の申込みと成立
- No. 3 : (//) 契約成立後 - 契約書面、確定書面、旅行代金 -
- No. 4 : (//) 契約の変更
- No. 5-1 : (//) 契約の解除 - 旅行者からの解除 -
- No. 5-2 : (//) 契約の解除 - 旅行業者からの解除 -
- No. 6 : (//) 旅行代金の払戻し

- | | |
|--------------------------|--------|
| No. 7 : (//) 団体・グループ契約 | 本資料に掲載 |
| No. 8 : (//) 旅程管理 | |

- No. 9-1 : (//) 旅行業者の責任① - 損害賠償責任 -
- No. 9-2 : (//) 旅行業者の責任② - 特別補償責任 -
- No. 9-3 : (//) 旅行業者の責任③ - 旅程保証責任 -
- No. 10-1 : (受注型企画旅行契約の部) 定義～旅行代金の支払い
- No. 10-2 : (//) 契約の変更～旅行代金の払戻し
- No. 10-3 : (//) 団体・グループ契約～責任
- No. 11-1 : (別紙特別補償規程) - 補償金の支払い -
- No. 11-2 : (//) - 補償金が支払われない場合 -
- No. 11-3 : (//) - 補償金等の種類及び相互の関係 -
- No. 11-4 : (//) - 携帯品損害補償 -
- No. 11-5 : (//) - その他の問題 -
- No. 12-1 : (手配旅行契約) 定義～契約書面の交付
- No. 12-2 : (//) 契約の変更～責任
- No. 13 : 旅行相談契約
- No. 14 : 渡航手続代行契約

第2篇 モデル宿泊約款

- No. 1 : 適用範囲～契約成立
- No. 2 : 契約の解除
- No. 3 : 宿泊の登録～責任

第3篇 貸切バス約款

- No. 1 : 総則～乗車券の取扱い
- No. 2 : 運賃及び料金
- No. 3 : 特殊な取扱い
- No. 4 : 責任及びバス会社と旅行業者の関係

第4篇 フェリー標準運送約款

- No. 1 : 適用範囲～運航の中止
- No. 2 : 運賃・料金～不正乗船等
- No. 3 : 払戻し～賠償責任

第5篇 国内航空運送約款

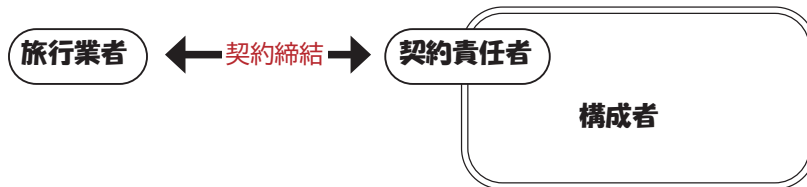
- No. 1 : 総則～紙片の航空券の紛失
- No. 2 : 旅客運送
- No. 3 : 手荷物運送
- No. 4 : 責任

No.7：(募集型) 団体・グループ契約

これまでの規定は、旅行者が個人で契約を締結することが前提になっていました。
しかし、実際は数人で募集型企画旅行（パッケージツアー）に参加することがあります。
その場合に、一人一人が契約をするのは煩雑です。このような場合に団体・グループ契約の規定があります。

1. 概略

団体・グループ契約は以下の図のようなイメージでとらえてください。



2. 団体・グループ契約とは

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその**責任ある代表者**（契約責任者）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約をいいます。

3. 契約責任者

- ① 旅行業者は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（構成者）の募集型企画旅行契約の締結に関する**一切の代理権**を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該**契約責任者との間**で行います。この制度の**ポイント**。
- ② 契約責任者は、旅行業者が定める日までに、構成者の**名簿**を旅行業者に提出しなければなりません。
- ③ 旅行業者は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、**何らの責任を負うものではありません**。「グループ内の問題」には関与しないということ。
- ④ 旅行業者は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、**あらかじめ契約責任者が選任した構成者**を契約責任者とみなします。契約責任者は必ずしも同行しなくてもよい。

※ 「団体・グループ契約」は受注型企画旅行契約にも規定があり、また手配旅行契約では「団体・グループ手配」が存在します。これらの規定を比較する出題もあります。

[Check Test No.7]

1. 募集型企画旅行契約に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 団体・グループ契約において、契約責任者は特約を結んだ場合を除き、構成者の契約締結に関する一切の代理権を有しているとみなされる。()
- (2) 契約責任者は、旅行業者が定める日までに、構成者の人数を旅行業者に通知しなければならない。()
- (3) 旅行業者は、契約責任者が構成者に対して現に負っている債務又は義務について何らの責任を負わない。()
- (4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行業者は旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなす。()

No.8 : (募集型) 旅程管理

募集型企画旅行は、旅行開始から帰着時まで当初の予定に沿って実施しなければなりません。

そのために旅行業者には、旅程を管理する義務があります。

しかし、実際に要請される行為はケースバイケースであり、旅行業者の義務もやや抽象的な規定になっています。

1. 旅程管理の内容

旅行業者は、特約を結んだ場合を除き、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次の業務を行います。

1. 旅行者は旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために**必要な措置**を講ずること。
2. 前述の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、**代替サービスの手配**を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が**当初の旅行日程の趣旨にかなう**ものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが**当初の旅行サービスと同様のもの**となるよう努めること等、**契約内容の変更を最小限にとどめる**よう努力すること。

2. 旅行業者の指示

旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための**旅行業者の指示**に従わなければなりません。

3. 添乗員等の業務

① 旅行業者は、旅行の内容により**添乗員その他の者**を同行させて前記1. 1. 2. の業務その他募集型企画旅行に付随して旅行業者が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

② 添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として**8時から 20 時**までとします。

ただし、添乗員を同行させることは旅行業者の義務ではありません。

4. 保護措置

旅行業者は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により**保護を要する状態**にあると認めるときは、**必要な措置**を講ずることがあります。この場合において、これが旅行業者の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した**費用は旅行者の負担**とし、旅行者は当該費用を旅行業者が指定する期日までに旅行業者の指定する方法で支払わなければなりません。

1. 募集型企画旅行契約に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) 旅行業者は、旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあるときは、契約に従った旅行サービスの提供を受けられるために必要な措置を講じなければならない。()
 - (2) 旅行業者は(1)の措置を講じたにもかかわらず、内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行わなければならない。()
 - (3) 旅行業者は(1)(2)の場合に契約内容を変更せざるを得ないときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるように努めなければならない。()
 - (4) 旅行業者は、添乗員その他の者を同行させ旅程管理業務その他必要と認める業務を行わせることがあるが、添乗員等が業務に従事する時間帯は8時から18時までである。()
 - (5) 旅行業者は、旅行中の旅行者が疾病等で保護を要する状態にあるときは、旅行業者の費用で必要な措置を講じなければならない。()

Check Test 解答・解説

No.7

- (1) ○：その通りです。
- (2) ×：契約責任者は旅行業者の定める日までに構成者の**名簿**を提出します。なお、この後のNo.12-2の手配旅行契約の団体・グループ手配では、人数の通知で足りません。
- (3) ○：その通りです。現に負っている債務や義務だけでなく、将来負うことが予測される債務や義務についても責任を負いません。
- (4) ○：その通りです。契約を締結した契約責任者は必ずしも旅行に同行する必要はありません。

No.8

- (1) ○：その通りです。
- (2) ○：その通りです。
- (3) ○：その通りです。
- (4) ×：添乗員等の業務に従事する時間帯は、**8時から20時**までです。
- (5) ×：旅行業者は本問の場合必要な措置を講じますが、費用は**旅行者**の負担です。